

令和6年3月22日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

事業者等が行う合理的配慮の提供に 係る費用の助成をはじめます

市では、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者やボランティア団体等が行う合理的配慮の提供に係る費用について助成をはじめます。

記

1 助成目的

事業者が行う必要かつ合理的な配慮の提供を推進することで、障害者への理解促進と差別の解消を図り、障害者福祉の向上に寄与することを目的として、助成金の交付を行います。



2 助成対象

市内で事業等を行う者であって、不特定多数の利用者が見込まれる事業所等であること
(営利・非営利は問いませんが、一部制限があります)

3 助成内容および助成限度額

- ① 店舗等改修費用補助 (上限20万円)
例：段差解消、点字ブロック敷設など
- ② 物品購入費用助成 (上限10万円)
例：筆談ボードの購入
- ③ コミュニケーションツール作成費用助成 (上限5万円)
例：点字メニュー作成など



4 その他

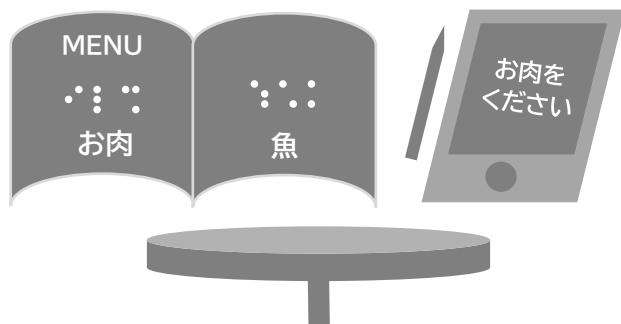
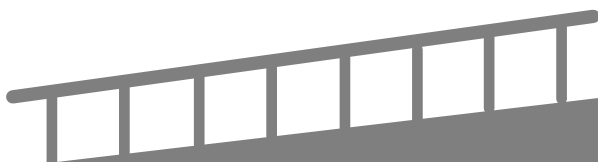
この助成制度は令和6年4月1日(月)から受付を開始するものとなります。
制度の詳細については、令和6年4月1日以降に市ホームページをご確認ください。

【お問合せ先】

豊川市役所 福祉部 障害福祉課 障害者支援係 (吉田・加藤)
TEL:0533-89-2131 E-mail : shogaifukushi@city.toyokawa.lg.jp

障害がある人が もっと暮らしやすい街をめざして 豊川市は

令和6年4月1日から
事業者等が行う合理的な配慮の提供に要する
費用助成を開始します



助成内容

店舗等改修費用補助（上限20万円） 例：段差解消、点字ブロック敷設など
物品購入費用助成（上限10万円） 例：筆談ボードの購入
コミュニケーションツール作成費用助成（上限5万円） 例：点字メニュー作成など

助成対象

市内で事業等を行う者であって、不特定多数の利用者が見込まれる事業所等であること
（営利・非営利は問いませんが、一部制限があります）

注意事項

- ・助成を受けるには事前申請が必要です（すでに施工、購入、作成したものは対象外）
- ・同一事業者等からの同一助成内容への助成金交付は、年1回までとなります
- ・この助成のほかに助成金、補助金等を利用している場合は、この助成は利用できません
- ・事業主又は従業員等向けのものである場合は、この助成は利用できません
- ・この助成に関する詳細は、豊川市ホームページをご覧くださいか、豊川市福祉部障害福祉課までお問合せください